

コミュニティルーム園田運営委員会規約

第1条 (主旨)

この規約は、コミュニティルーム園田運営委員会（以下「本会」という。）について必要な事項を定める。

第2条 (目的)

本会は、地域コミュニティの発展に寄与することを目的とする。

第3条 (活動・事業の種類)

本会は、前条の目的を達成するために次にあげる事業を行う。

- (1) 本会の事業運営、情報発信。
- (2) 地域コミュニティ活動の啓発・情報収集、発信。
- (3) 政治・宗教・営利を目的としない自主的な地域活動。
- (4) 登録グループ間の交流支援及び地域活動との交流支援。
- (5) その他、目的達成に必要と認める事項。

第4条 (事務局)

本会の事務局は園田地域振興センターに置く。

第5条 (組織)

本会は、コミュニティルーム園田登録グループをもって組織する。

第6条 (役員)

役員は、コミュニティルーム園田登録グループから互選する。任期は1年とし、再任をさまたげない。

- (1) 委員長 1名 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長 2名 委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、職務を代行する。
- (3) 書記 1名 議事録の作成を行う。
- (4) 会計 1名 本会の会計事務を処理する。
- (5) 委員 若干名 置くことができる。

第7条 (監事)

本会の会計及び事業を監査するため、コミュニティルーム園田登録グループから互選する。任期は1年とし、再任をさまたげない。

第8条 (登録制等)

- (1) 登録グループは、自主的で社会性・公益性のある活動団体とする。
- (2) 登録グループは、政治・宗教・営利を目的としない団体とする。
- (3) 登録グループは、暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有しない団体とする。
- (4) 登録グループは、総会及び委員会・委員会の主催する事業には、相互に協力・交流・連携し地域とのつながりを広げていくため、参加・協力する。
- (5) 登録申請は、登録申請書の提出をもって行う。
- (6) 登録の認可は、本会が行う。
- (7) 登録申請や退会は、随時行える。

- (8) 暴力団等の利益となるような利用（行為）を行ったときは、本会が登録を許可しない。また、登録後において使用目的が該当することが分かった場合は、本会が登録を取り消す。

第9条 （運営費）

本会の運営費は、会費、寄付金、行事参加費その他の収入をもってあてる。

- (1) 会費は、登録グループ1団体につき年額1,000円とする。
- (2) 会費は、登録時に徴収する。
- (3) 会費の払い戻しは行わない。
- (4) 会費は、コミュニティルーム園田運営委員会の運営に必要な経費にあてる。

第10条 （会議）

本会の会議は、「総会」、「定例会」、「実行委員会」を開催する。各会議の議決は、出席者の過半数以上（委任状も含む）の賛成によって決める。可否同数の場合は議長が決定する。

- (1) 総会
年1回以上開催する。登録グループで構成する。役員を選任又は解任、事業、決算、監査、予算について結果ならびに計画案を報告し、協議する。議長は委員長。
- (2) 定例会
毎月開催する。登録グループで構成する。事業推進、コミュニティルーム園田の運営、地域コミュニティの発展等について協議する。また、他に属する団体との共催事業に関しては、共催の可否を定例会で協議し、決定する。なお、行事の運営等については協定書により取り決めを交わす。議長は委員長。
- (3) 実行委員会
総会で承認された事業および定例会で立案された事業を実施する際に設けることができる。事業に賛同した登録グループで構成する。設けられた事業について協議する。議長は、実行委員会構成員の互選により決定する。

第11条 （会計年度及び会計報告）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。会計報告は、毎年度の初総会において会計が行う。

第12条 （規約）

本会の規約の変更、規約に定めのない事項は、総会で協議し決定する。ただし急を要する事項や軽微な事項については、定例会で決定することができる。

付 則

- この規約は、平成19年4月1日から施行する。
この規約は、平成20年4月22日から施行する。
この規約は、平成21年4月21日から施行する。
この規約は、平成24年4月24日から施行する。

この規約は、平成26年4月22日から施行する。

この規約は、平成31年4月15日から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。